

新潟市研究開発資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人新潟市産業振興財団（以下「財団」という。）に対し、国等の研究開発委託事業等を円滑に実行するために必要な資金（以下「研究開発資金」という。）を貸し付けることにより、中小企業者等が取り組む高度な研究開発を支援し、もって地域産業の競争力の強化を図ることを目的とする。

(貸付金額)

第2条 研究開発資金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(利子)

第3条 研究開発資金は、無利子とする。

(貸付申請)

第4条 財団は、研究開発資金の貸付けを受けようとするときは、研究開発資金貸付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸付決定)

第5条 市長は、前条の規定により研究開発資金の貸付けの申請があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、研究開発資金貸付決定通知書（別記様式第2号）により、財団に通知するものとする。

(資金の貸付け)

第6条 財団は、前条の規定による通知を受けたときは、研究開発資金貸付金請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 財団は、研究開発資金の貸付けを受けたときは、直ちに借用証書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(償還期限)

第7条 研究開発資金の償還期限は、その貸付けを実施した会計年度内とする。

2 財団は、市長が別に定める償還期限までに、市長の発行する納入通知書により研究開発資金を償還しなければならない。

(繰上償還等)

第8条 財団は、研究開発資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、事前に市長と協議の上、研究開発資金貸付繰上償還届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、財団が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、償還期限前であっても研究開発資金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 研究開発資金の貸付けに係る事業を中止したとき。
- (2) 研究開発資金を目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 著しく信用を失墜する行為があったとき。
- (4) その他研究開発資金に関する市長の指示に従わなかったとき。

(実績報告)

第9条 財団は、研究開発資金の貸付けに係る事業について、毎年5月31日までに、その前年度分に係る研究開発資金貸付実績報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

ならない。

(違約金)

第10条 財団は、第7条に規定する償還期限までに償還しなかった場合には、未償還金に対し償還期限の翌日から償還した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める率を乗じて得た金額を違約金として支払わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究開発資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）新潟市長

公益財団法人新潟市産業振興財団
理事長 印

年度 研究開発資金貸付申請書

年度 研究開発資金の貸付けを受けたいので、新潟市研究開発資金貸付要綱第 4 条の規定により申請します。

記

- 1 研究開発テーマ 年度 事業
「事業名」
- 2 借入金額 円
- 3 借入時期 年 月 日
- 4 償還予定日 年 月 日
- 5 借入理由
- 6 添付書類
(1) 資金計画書
(2) 国等の競争的研究開発資金に関する委託契約書の写し
(3) 収支予算書
(4) その他参考資料（国等の競争的研究開発資金に関する申請書及び決定通知書，見積書等）

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）公益財団法人新潟市産業振興財団
理事長 様

新潟市長 印
（担当 ）

年度 研究開発資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度 研究開発資金について、
下記のとおり貸付けを決定しましたので通知します。

記

- 1 貸付決定額 円
- 2 貸付利子 無利子
- 3 貸付日 年 月 日
- 4 貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 償還期限 年 月 日
- 6 償還方法 償還期限日に、市長が発行する納入通知書に基づき行うものとする。
- 7 貸付条件

- （１） この研究開発資金は、公益財団法人新潟市産業振興財団が管理法人を担う事業の円滑な推進を図るためのものであり、この目的以外の目的に充ててはならない。
- （２） 償還が遅延したときは、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 2 4 年大蔵省告示第 9 9 1 号）で定める割合を乗じて得た金額を違約金として徴することができるものとする。
- （３） 次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限前であっても研究開発資金の全部又は一部を償還させることができる。
- ア 研究開発資金の貸付けに係る事業を中止したとき
- イ 研究開発資金を目的以外の目的に使用したとき
- ウ 著しく信用を失墜する行為があったとき
- エ その他研究開発資金に関する市長の指示に従わなかったとき

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）新潟市長

公益財団法人新潟市産業振興財団
理事長 印

年度 研究開発資金貸付金請求書

研究開発資金を貸付いただきたく，新潟市研究開発資金貸付要綱第 6 条の規定により，下
記のとおり請求します。

記

1 研究開発資金今回請求額 円
（内訳）

貸付決定通知金額	円
既借入金額	円
今回請求金額	円
未請求金額	円

2 研究開発資金の振込先
（1） 取扱銀行名及び支店名
（2） 口座種別
（3） 口座番号
（4） 口座名義

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）新潟市長

公益財団法人新潟市産業振興財団
理事長 印

研究開発資金借用証書

下記のとおり，研究開発資金を借用したので，新潟市研究開発資金貸付要綱第 6 条第 2 項の規定により，本証書を提出します。

記

- 1 借用金額 円
- 2 利子 無利子
- 3 償還方法 償還期限時一括償還
- 4 償還期日 年 月 日
- 5 その他 この研究開発資金の管理，運用等に関しては，新潟市研究開発資金貸付要綱の趣旨及び関係条項に従います。

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）新潟市長

公益財団法人新潟市産業振興財団
理事長 印

年度 研究開発資金貸付繰上償還届

下記のとおり，研究開発資金を繰上償還したいので，新潟市研究開発資金貸付要綱第 8 条の規定により届出します。

記

- | | | | | |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 借入年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 借入額 | | | 円 |
| 3 | 未償還額 | | | 円 |
| 4 | 繰上償還額 | | | 円 |
| 5 | 差引借入金額 | | | 円 |
| 6 | 繰上償還期日 | 年 | 月 | 日 |

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）新潟市長

公益財団法人新潟市産業振興財団
理事長 印

年度 研究開発資金貸付実績報告書

年度 研究開発資金の貸付けを受けた事業について、次のとおり報告します。

記

- 1 借入金額 円
- 2 事業成果報告書
- 3 収支決算書
- 4 国等への実績報告書及び国等からの確定通知書